

65歳以上の皆さまへ

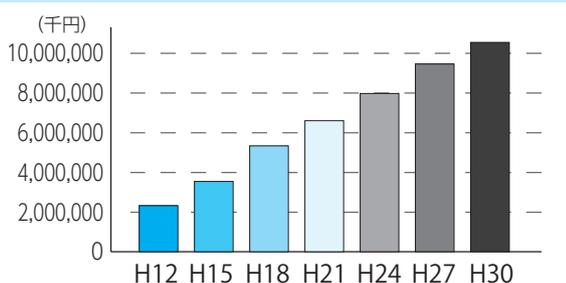
介護保険料が変わりました

園高齢福祉課 ☎ 826-1111 内線 2463

65歳以上の方(第1号被保険者)が負担する介護保険料の基準額が、67,200円(月額5,600円)に変わりました。

介護保険料は、土浦市の平成30年度から平成32年度までの3年間に必要となる介護サービスの給付見込み額の一部を65歳以上の方に負担していただくことで算出しています。皆様の介護保険料は、介護保険事業を運営していくための大切な財源となります。必要な時に必要な介護サービスを利用できるように、納付をお願いいたします。なお、災害などの事情で保険料の納付にお困りの方は、保険料の減免措置がうけられる場合がありますので、ご相談ください。

◆介護保険事業費の推移



年度	介護保険事業費 (千円)	負担割合 (第1号被保険者)
H12	2,320,330	17%
H15	3,541,480	18%
H18	5,334,983	19%
H21	6,603,328	20%
H24	7,974,944	21%
H27	9,458,736	22%
H30	10,550,559*	23%

※見込み額

◆65歳以上の方の介護保険料

H30年度からH32年度まで				H27~H29年度
所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料の年額	保険料の年額
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下、または、高齢福祉年金受給者、もしくは生活保護を受けている方	基準額×0.4	26,800円 (23,500円)*	24,000円 (21,000円)*
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	50,400円	45,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方			
第4段階	同じ世帯の中に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	60,400円	54,000円
第5段階	同じ世帯の中に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超の方	基準額	67,200円	60,000円
第6段階	市民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	77,200円	69,000円
第7段階	市民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	84,000円	75,000円
第8段階	市民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	100,800円	90,000円
第9段階	市民税が課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.6	107,500円	96,000円
第10段階	市民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	114,200円	102,000円
第11段階	市民税が課税されており、前年の合計所得金額が500万円以上	基準額×1.8	120,900円	108,000円

※第1段階の介護保険料は、基準額の0.35倍に軽減されているため、保険料の年額は()の額となります。